

令和3年1月1日廃棄

交指第446号

令和2年4月7日

関係各所属長殿

交通指導課長

道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）  
令和元年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）のうち、自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定については、本年4月1日に施行されました。

また、これに伴う、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第109号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第29号）等の規定も、同日施行されています。

これらの改正に伴い、「交通切符等の記載例」について、自動運行装置使用条件違反等の新設の他、整備不良（尾灯等）違反に条文ずれ等が生じたことから別紙補正用紙を関係職員に配付する等し周知をお願いします。

なお、主な変更点、補正内容について別添資料を添付しますので、告知時には誤りのないよう併せてご指導をお願いします。

以上

(この係 交通指導課 [REDACTED])

交02-173

## ～改正道路交通法(令和2年4月1日施行分)主な変更点について～

- 1 道路運送車両法第41条に第2項（自動運行装置を定義）が追加されたため、罰条欄に「車41」と記載されていた反則行為（整備不良（尾灯等））等について「車41・I」に変更。
- 2 自動運転技術の実用化に対応するための規定（道路交通法第2条第1項第13号の2及び第17号）が整えられたため
  - ・ 整備不良に自動運行装置整備不良車運転を追加
  - ・ 作動状態記録装置不備
  - ・ 自動運行装置使用条件違反を追加。
- 3 道路運送車両法第41条第16号の「窓ふき器」が「窓拭き器」に改められたため、整備不良（尾灯等）の該当部分を変更。

※ 併せて、P221からP242「整備不良車の違反形態ごとの保安基準等の適用条・項・号」文中記載の

車41（※※）

については

車41・I（※※）

と読み替えるものとする。

## ～補正内容～

### 1 前記1に関する補正

- ・ P91【無灯火】 自動車の前照灯無灯火  
自動車の夜間以外の前照灯無灯火
- ・ P93【無灯火】 自動車の車幅灯無灯火
- ・ P111【整備不良】 ハンドル整備不良車運転  
ブレーキ整備不良車運転  
走行装置整備不良車運転  
消音器等装置整備不良車運転  
速度抑制装置整備不良車運転  
座席整備不良車運転
- ・ P113【整備不良】 窓ガラス整備不良車運転
- ・ P115【整備不良】 前照灯整備不良車運転  
車幅灯整備不良車運転  
側方灯等整備不良車運転  
尾灯整備不良車運転  
制動灯整備不良車運転  
後退灯整備不良車運転  
方向指示器整備不良車運転  
灯火の色等の制限違反車運転
- ・ P117【整備不良】 窓拭き器整備不良車運転  
速度計整備不良車運転
- ・ P119【整備不良】 車わく車体整備不良車運転  
巻込防止装置整備不良車運転  
後部反射器整備不良車運転  
大型後部反射器整備不良車運転
- ・ P121【整備不良】 後写鏡整備不良車運転  
直前障害物確認鏡整備不良車運転  
警音器整備不良車運転
- ・ P123【整備不良】 ばい煙等発散防止装置整備不良車運転
- ・ P125【整備不良】
- ・ P127【整備不良】
- ・ P129【整備不良】
- ・ P131【整備不良】
- ・ P133【整備不良】
- ・ P135【運行記録計不備】 運行記録計不良車運転

にある車41(X)を車41・I(X)に補正する。

### 2 前記2に関する補正

- ・ P115【整備不良】に自動運行装置整備不良車運転を追加
- ・ P137に【作動状態記録装置不備】を追加
- ・ P149に【自動運行装置使用条件違反】を追加

### 3 前記3に関する補正

- P127【整備不良】窓ふき器整備不良車運転を窓拭き器整備不良車運転に補正

P 91

## 無灯火

□自動車の前照灯無灯火  
52・I、120・I(5)、令18・  
I(1)、車41・I(3)、保32・I

□自動車の夜間以外の前  
照灯無灯火 トネル  
浪霧 その他  
52・I、120・I(5)、令19・  
令18・I(1)、車41・I(3)、  
保32・I

P 113

## 整備不良 制動装置

□走行装置整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(2)  
保9・  
保32・  
(別表221P参照)

P 119

## 整備不良 尾灯等

□前照灯整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保34・  
(別表228P参照)

□車幅灯整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保34・  
(別表229P参照)

P 125

## 整備不良 尾灯等

□方向指示器整備不良車  
運転  
62.119・I(5)  
車41・I(5)  
保41・  
(別表234P参照)

□灯光の色等の制限違反  
車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)、保42  
(別表236P参照)

P 129

## 整備不良 尾灯等

□車わく車体整備不良車  
運転  
62.119・I(5)  
車41・I(7)、保18・I( )  
(別表221P参照)

□卷込防止 突入防止  
不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(7)  
保18の2・  
(別表223～225P参照)

□後部反射器整備不良車  
運転  
62.119・I(5)、車41・I(3)  
保38・  
(別表232P参照)

□大型後部反射器整備不  
良車運転  
62.119・I(5)  
車11・I(13)  
保38の2・  
(別表233P参照)

P 133

## 整備不良 尾灯等

□ぱい通等発散防止装置  
整備不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(12)  
保31・  
(別表239P参照)

P 93

## 無灯火

□自動車の  
車頭灯  
保34・I  
番号灯  
保36・I  
尾灯  
保37・I  
室内照明灯  
保50・  
保細告233  
・I(3)  
52・I、120・I(5)  
令18・I(1)、車41・I(3)

P 95

## 無灯火

### 尾灯等

□自動車の夜間以外  
車頭灯  
保34・I  
番号灯  
保36・I  
尾灯  
保37・I  
室内照明灯  
保50・  
保細告233  
・I(3)  
トネル  
浪霧 その他  
52・I、120・I(5)、令19・  
令18・I(1)、車41・I(3)

P 117

## 整備不良 尾灯等

□窓ガラス整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保35の2・  
保29・  
(別表229P参照)

□窓ガラス整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保29・  
保35の2・  
(別表229P参照)

P 121

## 整備不良 尾灯等

□側方灯等整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保45・  
(別表226P参照)

□窓拭き器整備不良車運  
転(トロリーパス)  
62.119・I(5)、軌14・  
無軌道規46

□速度計整備不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保37・  
(別表227P参照)

P 111

## 整備不良 制動装置

□ハンドル整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保10・  
保11  
(別表221P参照)

□ブレーキ整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(4)  
保12・  
保13  
(別表222P参照)

## 整備不良 尾灯等

□制動灯整備不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(3)  
保39・  
(別表233P参照)

P 127

## 整備不良 尾灯等

□窓拭き器整備不良車運  
転  
62.119・I(5)  
車41・I(6)  
保45・  
(別表226P参照)

□速度計整備不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(6)  
保46・  
(別表227P参照)

P 131

## 整備不良 尾灯等

□後写鏡整備不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(6)  
保44・  
(別表226P参照)

□直前障害物確認鏡整備  
不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(6)  
保44・  
V 捕えていない  
VI 破損・取付位  
置保細告224  
(別表221P参照)

□音響器整備不良車運転  
62.119・I(5)  
車41・I(1)  
保43・  
(別表223P参照)

P 173

## 安全運転 義務違反

□安全運転義務違反  
70、119・I(9)

P 221 (上部余白部分に貼付)

P 221～224までの  
車41(※)は車41・I(※)と読み替える

もくじ

55 制限外許可条件違反	109
56 牽引違反	109
57 原付牽引違反	109
58 整備不良（制動装置等）	111
59 整備不良（尾灯等）	115
60 運行記録計不備	135
60の2 作動状態記録装置不備	137
61 安全運転義務違反	137
62 泥はね運転	137
63 幼児等通行妨害	139
64 安全地帯通行違反	139
65 転落等防止措置義務違反	141
65 転落積載物等危険防止措置義務違反	141
66 安全不確認ドア開放等	143
67 停止措置義務違反	143
67の2 騒音運転等	143
67の3 初心運転者等保護義務違反	143
67の4 携帯電話使用等（保持）	145
68 公安委員会遵守事項違反	147
68の2 消音器不備	149
68の3 自動運行装置使用条件違反	149
68の4 大型自動二輪車等乗車方法違反	149
68の5 初心運転者標識表示義務違反	149

P 115

番号	反則(違反)行為の種類	適用 大皆二原 牌通	反則金額 二原 牌通	反則(違反)事項・罰則欄			
				本文 (①~⑨項)	補足事項(補足欄)	本 文 (①~⑨項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良（尾灯等） <small>注：運転下命者については、切符は適用しない。</small>	◎ 9 7 6 5	□ 緊急装置整備不良車運転 <small>違反態様明記 (例) ・コイルばねを全部除去している。 ・コイルばねの端部が離脱している。 ・ジャッキアップ時にコイルばねの取付部に苦しいがたがある。 ・端部が離脱する。 ・板ばねを逆に取り付けている。 ・コイルばね（板ばね）の一部を切断しており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。 ・コイルばねを締付具で締め付けており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。 ・板ばねの一部を抜き取っており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。  <small>〔過失犯119-II〕 〔車両整備〕</small></small>	□自動運行装置整備不良車運転 62.119・I(5)、 車41・I(20)、 保48・II  <small>〔違反態様明記〕 (例) ・正常に作動しない  〔過失犯119-II〕 〔車両整備〕</small>		□速度抑制装置整備不良車運転 62.119・I(5)、 車41・I(1)、 保8・IV V <small>〔違反態様明記〕 (例) ・構えていない。 ・調整されていない。  〔過失犯119-II〕 〔車両整備〕</small>	□座席整備不良車運転 62.119・I(5)、 車41・I(9)、保2.  <small>〔違反態様明記〕 (例) ・運転者席視野不良  〔過失犯119-II〕 〔車両整備〕</small>
60	運行記録計不備 <small>注：運転下命者については、切符は適用しない。</small>	◎ 6 4	□運行記録計不良車運転 <small>違反態様明記 (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損  注：車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車（これに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車を含む。）に限られる。</small>	□運行記録計不良車運転 63の2・I,121・I (9の2)、車41・I(21)、 保48の2・I ( ) II  注：車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車（これに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車を含む。）に限られる。	□運行記録計不良車運転 <small>〔違反態様明記〕 (例) ・構えていない。 ・調整されていない。 ・破損  注：車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車（これに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車を含む。）に限られる。</small>		

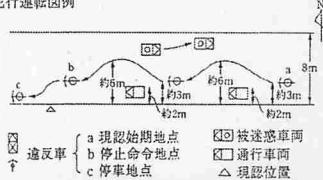
P 135

番号	反則(違反)行為の種類	適用 大皆二原 牌通	反則(違反)事項・罰則欄			
			本文 (①~⑨項)	補足事項(補足欄)	本文 (①~⑨項)	補足事項(補足欄)
59	整備不良（尾灯等） <small>注：運転下命者については、切符は適用しない。</small>	◎ 9 7 6 5  〔1点〕	□ 緊急装置整備不良車運転 <small>違反態様明記 (例) ・コイルばねを全部除去している。 ・コイルばねの端部が離脱している。 ・ジャッキアップ時にコイルばねの取付部に苦しいがたがある。 ・端部が離脱する。 ・板ばねを逆に取り付けている。 ・コイルばね（板ばね）の一部を切断しており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。 ・コイルばねを締付具で締め付けており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。 ・板ばねの一部を抜き取っており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。  <small>〔過失犯119-II〕 〔車両整備〕</small></small>	□ 緊急装置整備不良車運転 <small>違反態様明記 (例) ・コイルばねを全部除去している。 ・コイルばねの端部が離脱している。 ・ジャッキアップ時にコイルばねの取付部に苦しいがたがある。 ・端部が離脱する。 ・板ばねを逆に取り付けている。 ・コイルばね（板ばね）の一部を切断しており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。 ・コイルばねを締付具で締め付けており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。 ・板ばねの一部を抜き取っており 車底部に路面 タイヤにフェンダ との接触痕がある。  <small>〔過失犯119-II〕 〔車両整備〕</small></small>		
60	運行記録計不備 <small>注：運転下命者については、切符は適用しない。</small>	◎ 6 4  〔点数なし〕	□運行記録計不良車運転 <small>違反態様明記 (例) ・備えていない。 ・調整されていない。 ・破損  注：車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車（これに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車を含む。）に限られる。</small>	□運行記録計不良車運転 <small>違反態様明記 (例) ・構えていない。 ・調整されていない。 ・破損  注：車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車（これに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車を含む。）に限られる。</small>		

P 136

報告書・統欄	備考
<small>略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。</small> 	

番号	反則(違反) 行為の種類	適用 大型車 大型通 輸付	反則金額 12 9 7 6	反 則 (違 反) 事 項・罰 条 欄	
				本 文 (1)-(5)項 ①-⑤項)	補 足 事 項 (補足欄)
60 の 2	作動状態記録 装 置 不 備			<input type="checkbox"/> 作動状態記録装置不良 車運転 63の2の2・I、119・I (7の2)、車41・I(20) 車41・II、保48・II	[違反様様明記] (例) ・備えていない。 ・正確に記録することができない。
	[2点]				
61	安全運転義務 違 反	◎ 12 9 7 6		<input type="checkbox"/> 安全運転義務違反 70、119・I(9)	[違反様様明記] (例) ・ハンドルから両手を離して運転した。 ・サドルに腹部をのせ両足をあげ水平運転した。 ・純行運転しながら前車を追い越した。  〔過失犯119・II〕 〔□ 安全運転〕
	[2点]				
62	泥はね運転 〔点数なし〕	7 6 6 5		<input type="checkbox"/> 泥土 汚水 飛散運転 71(1)、120・I(9)	[違反様様明記] (例) ・徐行しない。 ・一時停止しない。

報告書・統欄	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例)・両手を離し、たばこに火をつけながら運転 ・南から北へ約100m走行現認	
施行運転図例 	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例)通行人の被服に汚水が飛散した。	

番号	反則(違反) 行為の種類	適用 大型車 大型通 輸付	反則金額	反 則 (違 反) 事 項・罰 条 欄	
				本 文 (1)-(5)項 ①-⑤項)	補 足 事 項 (補足欄)
68 の 2	消音器不備 〔2点〕	7 6 6 5		<input type="checkbox"/> 消音器不備 71の2、120・I(9)、 規9の4の3	[違反様様明記] (例) ・消音器を備えていない。 ・消音器を切断 ・騒音低減機器を除去 ・排気口以外の開口
68 の 3	自動運行装置 使用条件違反 〔2点〕	◎ 12 9 7 6		<input type="checkbox"/> 自動運行装置使用条件 違反 71の4の2・I、119・I (9の3)、車41・I(20) 車41・II、保48・II	[違反様様明記] (例) ・使用条件違反  〔過失犯119・II〕 〔□ 使用条件〕
68 の 4	大型自動二輪 車等乗車方法 違 反 〔2点〕	12		<input type="checkbox"/> 高速自動車国道等大型 自動二輪車等乗車方法 違反 (大型二輪免許) 71の4・III、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 高速自動車国道等普通 自動二輪車乗車方法違反 (普通二輪免許) 71の4・IV、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 大型自動二輪車初心運 転者乗車方法違反 (大型二輪免許) 71の4・V、119の3・I(6) <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車初心運 転者乗車方法違反 (普通二輪免許) 71の4・VI、119の3・I(6)	[違反様様明記] (例) 〔高速自動車国道 自動車専用道路〕において 運転者以外の者を乗車させて 〔大型自動二輪車 普通自動二輪車〕を運転し ていた。 一般道路において運転者 以外の者を乗車させて 〔大型自動二輪車 普通自動二輪車〕を運転して いた。
68 の 5	初心運転者 標識表示義務 違 反 〔1点〕	◎ 6 4		<input type="checkbox"/> 初心運転者標識表示義 務違反 71の5・I、121・I (9の 3)、規9の6、規9の7 <input type="checkbox"/> 初心運転者標識表示義 務違反 71の5・II、121・I (9の 3)、規9の6、規9の7 注: 71の5・Iは準中型自 動車、71の5・IIは普 通自動車の場合	[違反様様明記] (例) 1. 前面及び後面に初心運 転者標識をつけていない。 2. 前面及び後面の初心運 転者標識が見えない。  〔過失犯121・II〕 〔□ 表示〕

報告書・統欄	備考
○ 略図記載 ○ 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
○ 略図記載 ○ 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 〔違反状況〕 (例) 大型自動二輪車の後部座席に大阪大郎〇歳を乗 車させて運転した。	
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	